

一般競争入札による

町有財産売却実施要領

(不動産)

川崎町役場 防災管財課

- お問い合わせ先 -

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地の2

電話：0947-72-3000

FAX：0947-72-6453

<売却方法の概要>

売却方法については、一般競争入札とし、最低売却価額以上の価格で、最も高い価額で入札した方が落札者となります。なお、最も高い同金額の方が複数いた場合は、抽選で落札者を決定します。

<申込み方法について>

◎受付期間

令和7年3月3日(月)～令和7年3月17日(月)

受付時間は、午前8時30分～午後5時

《ただし、土曜、日曜、祝日は除きます。》

◎受付場所

川崎町役場 防災管財課 (庁舎2階)

電話 (0947) 72-3000 (内線 236)

◎ 必要書類

○町有財産一般競争入札参加申込書・・・・・・・・・・1通

○住民票謄本(外国人の方は、登録原票記載事項証明書)・・・・・・・・1通

※ 法人の場合は、「商業登記簿現在事項全部証明書」

○町税等納付状況確認同意書(当該年の1月1日時点で川崎町に住民登録のある方)
又は市町村民税、住宅家賃等の納税証明書(滞納のない証明)・・・・・・・・1通

※ 後者については、市町村民税等ついて滞納がないことを証明する書類で、
当該年の1月1日時点で、川崎町に住民登録のない方のみ、提出して下さい。

○誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

○その他町長が必要と認めるもの

(注) 共有名義による申込みの場合、申込者全員分の書類が必要です。

申込みができない方（入札資格のない方）

- ・未成年者
- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・破産者で復権を得ない者
- ・市町村民税等に係る徴収金に滞納のある者
- ・売買代金の支払いが可能でない個人または法人
- ・暴力的不法行為を常習的に行っている者又はその組織に属する者等

◎申込みの際の注意事項

- 現地説明会は行いませんので、申込み前に現地を十分確認し、土地について、現状等を詳知した上で、申込みをして下さい。また、川崎町は落札者に対し、土地の境界指示その他一切の責めを負いません。
- 当該地は現況引渡となり、地下に埋設物などが発見された場合も落札者の責任において撤去するものとします。
- 当該地は公簿売買とし、境界の復元が必要な場合は落札者の負担で行うものとする。
- 申込書に事実と異なる記載がある場合は、申込みが無効となる場合があります。
- 申込書に押印する印鑑は、印鑑登録済のものか、または登録予定のものを使用してください。（後日、契約締結の際に同じ印鑑を使用するためです。）
- 売買契約及び登記は、町有財産一般競争入札参加申込書に記載された名義で行います。
- 提出していただいた書類は、一切返却しません。

<入札及び落札決定>

◎入札日 令和7年3月19日（水）10時

◎入札場所 川崎町役場 庁舎2階入札室

◎最低売却価額 340,000円 ※入札単位は1,000円とします

① 入札日に持参するもの（要持参。郵送等による入札は不可。）

（1）入札書

（2）委任状（代理人による入札の場合）

入札参加申込書の申込人が入札に参加される場合は不要です。
やむを得ず、代理人の方が入札される場合のみ、委任状を持参して下さい。

（3）印鑑

入札参加申込書に押印したご本人の印鑑をお持ちください。
但し、代理人が入札する場合は、申込者本人の印鑑ではなく、委任状

に押印した代理人の印鑑をお持ち下さい。

(4) 筆記用具（黒のボールペン）

(5) 身分証明書

運転免許証及びパスポート等、申込者本人又は委任を受けた代理人であることが証明できるもの。

② 入札及び開札方法等

- ・ 入札者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、所定の入札箱に投函して下さい。
- ・ 入札者は、同一入札において、他の入札者の代理人にはなれません。
- ・ 入札者は、その事由の如何に関わらず、引換え、変更又は取り消しを行うことが出来ません。
- ・ 開札は、入札後直ちに入札者又はその代理人が立会いのもとで行います。

③ 入札保証金等

- ・ 入札保証金は、免除とします。

④ 入札が無効となる場合

- ・ 入札に参加する資格のない者の入札
- ・ 一人で2通以上の入札書を提出した入札
- ・ 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名もしくは押印のない入札
- ・ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価額を害し、もしくは不正利益を得るために連合した者の入札

⑤ 落札決定について

- ・ 入札額が最低落札価額以上であって、最高価額の入札者をもって落札者とします。
- ・ 落札者となるべき同価額の入札をしたものが2人以上あるときは、抽選で落札者を決定します。

⑥ 次順位買い受けの申し込み

入札額が最高入札価額申込者の入札額に次ぐ価額の入札者は、次順位買い受けの申込みができます。

<契約及び支払いについて>

(1) 売買契約に必要なもの

① 公有財産払下申請書

落札者は、速やかに「公有財産払下申請書」を提出するとともに落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければなりません。

※「公有財産払下申請書」は入札日に落札者に交付します。

② 印鑑登録してある印鑑（実印）

③ 印鑑登録証明書 1通（法人も含む）

④ 収入印紙（契約書貼付用）

⑤ その他町で提出を求めた書類

(2) 代金の支払い方法

落札者は、売買代金を町が発行する納入通知書により、契約締結の日から3ヶ月以内に納付していただきます。

<所有権移転等>

○売買代金が完納したときに所有権の移転があったものとし、速やかに物件を現状のまま引き渡します。

○所有権移転登記については、物件の引渡し後、町が行います。

○所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。（ただし、仲介手数料はかかりません。）

<契約の解除>

次の場合は契約を解除します。

(1) 売買代金を指定日までに納入しないとき

(2) その他契約に違反したとき

<免責事項について>

本物件引渡し後において、暴風・豪雨・洪水・地震・地すべり等の自然災害その他不可抗力により生じた損害については、川崎町はその責を負いません。

また、売払い物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

<その他>

物件の引渡し後は、除草、塵芥処理等環境衛生に留意してください。また、火災の予防に努めてください。

<全体の流れ>

